

日本経済新聞のこの報道はこの記述から始まる。

動き出す所得税改革（上）世代間格差 争点に 制度設計は難航も

政府が所得税の改革に向けて議論を始めた。子育てに取り組む現役世代の負担増を抑え、多様な働き方を育む税制をつくる狙いだ。ただ、庶民の財布に直結する話だけに改革のハードルは高い。鳴り物入りの所得税改革の深層を探ってみた。

「ダブルで控除」

「所得の多い高齢者がダブルで控除を受けることに疑問を持つ」。7月31日の政府税制調査会総会。委員の土居丈朗慶大教授がこう発言すると議場に緊張が走った。

「ダブル控除」とは、年金をもらいながら仕事を続ける高齢者が実質的な減税措置を二重に受けている現状を指す。

年金受給者は年金の一部を課税対象から外し税負担を軽くできる「公的年金等控除」を使える。給与所得があればみなし経費を差し引く「給与所得控除」も適用される。月収25万円の同じ仕事をしても70歳の高齢者は30歳の若者より年20万円以上手取り額が多いケースもあるという。

これを読みながら、あらあらまたまた議論の蒸し返し、という印象を持ちました。

現在の年金制度に対する課税は、昭和62年までは年金を「みなし給与」として課税していました。このとき、年金取得者はすでに働いていないのに、働いている人と同様の給与所得控除を適用するのはおかしい、という議論が強調され、給与から外され雑所得に移行した。ですから、このとき移行だけさせておけば良かったのに、政府はわざわざ公的年金控除などを作って給与所得から外した意味をなくしてしまいました。そのことが、絶えず蒸し返させる、というのが税調での話です。

私たち、民間税調は、所得税の枠内ではなく、現在の年金と保険の関係も問題で、保険料の逆進性を考えると、年金の財源を租税に移行していくような毅然とした改革が必要に思えてなりません。この点は今後も議論をしていくつもりです。